

Vpass会員規約

第1条 (IDの登録)

VJ協会加盟の株式会社東邦銀行(以下「銀行」といいます)は、銀行が発行した東邦Alwaysカード(VISA)保有者のうち、「Vpass」の名称で提供するサービス(以下、「Vpass」といいます)を利用するため、本規約を承認のうえ銀行が定める方法によりVpassのID登録を行った方をVpassの会員(以下、「会員」といいます)とし、銀行は会員に対しVpassID(以下、「ID」といいます)を付与します。

第2条 (IDおよびパスワード)

- 1.会員はIDの登録の際に、自らパスワードを指定するものとします。また、銀行が認めた範囲内でIDの変更ができるものとします。ID及びパスワードが会員の意に反して第三者に知られた場合及び失念した場合、会員は直ちに銀行にその旨を通知して銀行の指示に従うものとします。
- 2.会員は、ID及びパスワードの管理及び使用について責任を負うものとします。ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤または第三者による不正利用等による損害については、銀行は一切その責を負わないものとします。
- 3.会員は、理由の如何を問わず、ID及びパスワードを第三者に使用させてはならないものとします。
- 4.会員は、ID及びパスワードが第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに銀行にその旨を通知するとともに、最寄警察署に届出るものとし、銀行からの指示がある場合にはこれに従うものとします。また銀行への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。

第3条 (提供するサービス)

- 1.会員は、銀行または銀行の提携会社などがインターネット上において提供するサービス(以下「本サービス」という)を利用することができます。会員が利用できる本サービス及びその内容については、別途銀行から会員に対し開示するものとします。
- 2.銀行は本サービスの内容を予告なく変更できるものとします。その結果、利用者に不利益が生じても、銀行は補償その他の義務を負わないものとします。

第4条 (本規約の適用および変更)

銀行は会員の承諾を得ることなく、銀行が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約を変更できるものとします。

第5条 (変更の届出)

会員は、ID登録申込の際届け出た内容に変更があった場合、すみやかにその旨を銀行が指定する方法により届け出るものとします。

第6条 (IDの抹消)

- 1.会員がIDの抹消を希望するときは、銀行が指定する方法によ

り届け出るものとしします。

2. 会員がIDの利用をすることにより発生した一切の債務は、IDの抹消があっても何等影響はなく、その処理に必要な限度でなお本規約が適用されるものとしします。
3. 銀行は、会員について以下のいずれかの事由が発生した場合、会員の登録を抹消できるものとしします。
 - (1) ID登録申込み時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 登録したカードが解約された場合
 - (3) 本規約に違反した場合
 - (4) 本サービスを6ヶ月以上ご利用になっていない場合
 - (5) その他、銀行が不相当と判断する行為を行った場合

第7条（免責事項）

会員が、IDまたはパスワードを使用して商品を購入する場合、当該取引は会員と加盟店との間で行われるものであって、銀行はこれに関与するものではありません。当該取引に関する商品の瑕疵、不着、サービス内容の不備等の苦情並びにこれらに起因して生じた損害については、全て会員と当該加盟店との間で解決するものとし、銀行はこれについて何ら責任を負うものではありません。

第8条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとしします。

第9条（合意管轄）

本サービスの利用に関して銀行と会員との間に生じた紛争については、銀行の本店を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

(2012年11月改定)

カードご利用代金WEB明細書サービス利用特約

第1条（本サービスの内容）

「カードご利用代金WEB明細書サービス」(以下、「本サービス」)は、株式会社東邦銀行(以下、「銀行」)が発行した東邦Alwaysカード(VISA)保有者(以下、「会員」といいます)に対し、銀行発行のクレジットカードにかかる毎月のカード利用代金明細書を、郵送による方法に代えて本利用規約の方法により通知するサービスをいいます。

第2条（本サービスの利用）

本サービスの利用を希望する会員は、本利用特約を承認したうえで、銀行の定める方法により本サービスの利用登録を行うものとします。利用登録が完了した場合に、本サービス利用登録会員は、本サービスを利用することができるものとします。

第3条（カード利用代金明細書の通知方法）

- 1.銀行は、会員が届出た電子メールアドレスに宛ててカード利用代金明細書を通知する旨の電子メールを配信します。会員は、当該電子メールを受領後直ちに、当該電子メールにおいて指定されたウェブにアクセスして、カード利用代金明細書(WEB明細書)を閲覧し、利用代金明細のデータをダウンロードすることとします。
- 2.会員の本サービス利用期間中は、キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービス・その他ローンのいずれかの利用に伴う請求がある場合および第4条第3項の場合を除いて、銀行から会員へのカード利用代金明細書の郵送は停止します。

第4条（電子メールアドレス）

- 1.本サービスに利用する電子メールアドレスには、携帯電話用メールアドレスおよび携帯電話用ウェブメールアドレスは登録できません。
- 2.会員は、電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当行Vpassのサービスメニューから変更の手続きを行うものとします。
- 3.会員は、銀行から会員に宛てた電子メールが不着であるとの通知を銀行から受けた場合には、遅滞なく登録されている電子メールアドレスの確認、または必要に応じて変更の手続きを行うものとします。銀行にて電子メール不着と認識されている期間は、当該会員へカード利用代金明細書を郵送します。

第5条（ハンドルネーム）

- 1.会員が本サービスの利用登録をする際に必要となるハンドルネーム(会員宛て電子メールに挿入される仮名)には会員の本名を使用することはできません。
- 2.第1項に反して会員が本名を登録したことに起因して生じた会員の損害に対しては、銀行は一切の責任を負わないものとします。

第6条（本サービス利用に必要な情報通信技術の種類および内容）

本サービスの利用に関わるウェブ閲覧用ソフトウェア(ブラウザ)および電子メールの添付ファイル閲覧用ソフトウェアの種類・バージョンならびにダウンロード用利用代金明細データの形式等は、インターネットのウェブ上での当行Vpassおよび会員のカード利用代金明細書表示画面にて指定するものとします。

第7条(本利用特約の適用および変更)

法令で認められた範囲内で、銀行が適当と判断する方法で会員の承諾を得ることにより、本利用特約を変更できるものとします。

第8条(本サービスの利用の中止等)

1. 会員が本サービスの利用の中止を希望するときは、銀行が指定する方法により届け出るものとします。
2. 銀行が本サービスの利用を認めないと判断したときは、銀行は、会員に対し、別途その旨を通知することにより、いつでも、本サービスの利用を認めないことができるものとします。
3. 会員が理由の如何に関わらず東邦Alwaysカード〈VISA〉を解約した場合は、本サービスの利用は、同時に終了するものとします。

(2007年3月制定)

Vpass安心サービス特約

第1条 (Vpass安心サービス)

- 1.Vpass会員規約第2条第2項の場合において、銀行は、第三者により会員のIDまたはパスワードが不正利用され、且つVpass会員規約第2条第4項の警察並びに銀行への届出がなされたときは、本特約により当該会員が被る次項に定める損害をてん補します。
- 2.銀行がてん補する損害は、下記の条件を全て満たした場合に限るものとします。
 - (1) 第三者が、VISA認証サービス対象加盟店においてクレジットカード番号とVpassのパスワードを使用することによって当該クレジットカードで購入代金の決済を行った場合。
 - (2) 購入した商品の発送先が日本国内である場合。
 - (3) 損害が、VpassのIDおよびパスワードが第三者に使用されていることが判明した旨の通知を銀行が受領した日の120日前以降、受理日までの121日の間に発生したものである場合。
- 3.会員は損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に銀行が損害のてん補に必要なと認める書類を銀行に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第2条 (補償金の支払額)

銀行がてん補する補償額の限度額は、下記の通りとします。
ひとつのIDの不正使用につき合計して100万円まで(免責金額：1,000円)

第3条(有効期間)

本規定の有効期間はVpassID登録日から1年間とし、以後毎年自動的に継続されるものとします。

第4条(補償金を支払わない場合)

- 1.次の場合は、銀行はてん補の責を負いません。
 - (1) IDまたはパスワードが会員に到着する前に生じた事故
 - (2) 補償期間の開始する以前に生じていた事故
 - (3) 会員が第三者に強要されて漏らしたIDまたはパスワードにより生じた事故
 - (4) Vpass会員規約第2条第4項の第三者による不正利用の通知を銀行が受領した日の121日以前に生じた事故
 - (5) 会員から第三者に譲渡・貸与または担保差し入れされたIDまたはパスワードにより生じた事故
 - (6) 会員、VISA認証サービス、対象加盟店、または会員の法定代理人の故意または重大な過失により生じた事故
 - (7) 会員、VISA認証サービス、対象加盟店、または会員の法定代理人の犯罪行為により生じた事故
 - (8) 会員の親族、同居人、使用人またはその法定代理人が自ら行い、もしくは加担した事故

(9) 戦争等による著しい秩序の混乱中、または地震等の天変地災により生じた盗難・第三者による不正利用に起因する損害

(10) その他Vpass会員規約に違反した事故

2.会員が第1条第3項の調査に協力しない場合も、銀行はてん補の責を負いません。

(2012年11月改定)

マイ・ペイすりポ会員特約

第1条（総則）

株式会社東邦銀行(以下「銀行」といいます。)に対し、本特約及び東邦Alwaysカード(VISA)会員規約(以下「会員規約」といいます。)を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、銀行が適当と認めた方をマイ・ペイすりポ会員とします。

第2条（カード利用代金の支払区分）

- 1.本カードの支払区分は、すべてリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすりポ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。但し、銀行が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。
- 2.本カードの弁済金(毎月支払額)は、会員規約第46条にかかわらず、支払いコースを指定したときに指定した金額(5千円または1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします。)に次項に定める手数料を加算した額とします。なお、マイ・ペイすりポ会員が希望し銀行が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。
- 3.手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払いの未決済残高(付利単位100円)に対し、銀行所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分として翌月の支払期日に後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

第3条（カード利用代金等の決済方法）

銀行が適当と認めるマイ・ペイすりポ会員は、銀行が定める日までに銀行所定の方法で申出を行い銀行が適当と認めた場合は、毎月支払額を増額して支払いすることができるものとします。

第4条（支払方法の中止）

本特約に定める支払方法を取り止める場合は、銀行の定める所定の方法で申出を行うものとします。

第5条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。

<お支払い例(元金定額コース1万円の場合)>

8月16日～9月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)

①お支払い元金…10,000円

②手数料…ありません。

③弁済金…10,000円(①)

④お支払い後残高…50,000円－10,000円＝40,000円

◆第2回(11月10日)お支払い

①手数料(10月11日～10月15日までの分)

$40,000円 \times 15.0\% \times 5日 \div 365日 = 82円$

②お支払い元金…10,000円

③弁済金…10,082円(①82円+②10,000円)

④お支払い後残高…30,000円(40,000－10,000円)

リボルビング払い・分割払い支払金等の債務免除特約

第1条（債務免除の内容）

銀行は東邦Alwaysカード〈VISA〉会員規約（以下「会員規約」といいます。）第46条に定めるリボルビング払い並びに会員規約第47条に定める分割払いによるカード利用の支払債務（以下総称して「リボ・分割払い支払債務」といいます。）のある本会員が死亡した場合または重度障害になった場合、会員規約第42条、第51条及び第55条に定めるカード利用の支払債務（家族会員によるカード利用の支払債務を含みます、以下「支払債務」といいます。）を免除するものとします。

第2条（支払い債務を免除する場合）

- 1.銀行は、本会員がリボ・分割払い支払債務を負担している期間中に、次に掲げる事由に該当した場合は、支払債務を免除します。
 - ① 死亡した場合（本会員が搭乗している航空機若しくは船舶が行方不明または遭難してから、その日を含めて30日を経過しても本会員が発見されない場合を含みます。）
 - ② 傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）または疾病（あわせて以下「身体障害」といいます。）により、別表に定める重度障害（以下「重度障害」といいます。）になった場合
- 2.前項の規定にかかわらず、本会員が死亡または重度障害の原因となった身体障害を被った時が、本特約に基づく支払債務の免除制度発足以前であった場合は、銀行は支払債務を免除しません。

第3条（用語の定義）

本特約において、次の用語の意味は、当該各項に定めるところによります。

- 1.傷害 本会員が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（断続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます）を含みます。
- 2.疾病 本会員が被った前項の傷害以外の身体障害をいいます。
- 3.身体障害を被った時
 - ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時
 - ② 疾病については、医師（本会員が医師である場合は、当該会員以外の医師をいいます。）の診断による発病の時

第4条（支払い債務免除額の計算）

- 1.免除する支払債務の額は、本会員が死亡した日または重度障害になった日（重度障害であることを医師が診断した日をいいます。以下同様とします。）現在の債務額（支払期限未到来

債務を含みます。)とし、支払遅滞による遅延損害金を含みます。

- 2.前項の規定にかかわらず、本会員が死亡または重度障害の原因となった身体障害を被った日(傷害については傷害の原因となった事故発生日をいい、疾病については医師の診断による発病日をいいます。但し、身体障害を被った時が判明しているときは、その時をいいます。)以降に新たに生じた支払債務については、免除しません。
- 3.銀行が免除する債務の額は、いかなる場合も、100万円が上限となります。

第5条 (支払債務を免除しない場合)

- 1.銀行は、本会員が死亡した場合または重度障害になった場合であっても、次に定める場合には、支払債務を免除しません。
 - ① 本会員の故意
 - ② 本会員の自殺行為または犯罪行為
- 2.銀行は、次に定める事由により発生した支払債務は免除しません。
 - ① 会員規約第24条に定める期限の利益を喪失した後のカード利用
 - ② 他人によるカードの不正使用

第6条 (支払債務を免除するための手続)

- 1.本会員が死亡した場合または重度障害になった場合は、本会員またはその法定代理人は、銀行に対し、次に掲げる手続を行わなければなりません。
 - ① 死亡した日または重度障害になった日からその日を含めて原則30日以内にその旨を通知すること
 - ② 次に掲げる書類を提出すること(但し、これ以外の書類の提出を求めることがあります)
 - イ.死亡の場合は、死亡診断書または死体検案書
 - ロ.重度障害の場合は、その程度を証明する医師の診断書
- 2.本会員またはその法定代理人が銀行の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知、説明もしくは書類につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、銀行は支払債務を免除しません。

第7条 (銀行の指定医による診察等の要求)

- 1.銀行は、本会員またはその法定代理人に対し、前項の通知に関する説明及び銀行の指定する医師による本会員の身体の診察もしくは死体の検案(但し、その際に要した費用は銀行の負担とします。)を求めることができるものとし本会員またはその法定代理人はこれに協力しなければなりません。
- 2.前項の銀行の申し出につき、本会員またはその法定代理人が正当な理由がなくこれを拒んだときは、銀行は支払債務を免除しません。

第8条（免除対象債務の特定等）

- 1.銀行は、本特約第6条に掲げる書類を受理後、審査の上、本特約第4条に基づき当該会員について免除の対象となる支払債務の額を決定します。
- 2.前項の決定を行うにあたり、いずれの支払債務を免除するかについては銀行の定めるところによるものとし、本会員はこれを予め承諾するものとしします。
- 3.銀行が支払債務の免除をしてもなお本会員の支払債務が残存するときは、本会員またはその法定相続人は会員規約に従いその支払をするものとしします。
- 4.銀行が支払債務を免除した場合において、死亡した日または重度障害になった日以降に本会員またはその法定相続人から支払債務の全部または一部について支払が行われた場合には、銀行において審査の上、支払債務の免除をする部分に既払金があるときはこれを本会員またはその法定相続人に返還し精算するものとしします。但し、本会員またはその法定相続人への返還金には利息を付さないものとしします。

対象となる重度障害の状態

1.眼の障害

- (1) 両眼が失明したとき
- (2) 両眼の矯正視力の和が永続的に0.04以下になったとき

2.耳の障害

- (1) 両耳の聴力を失ったとき
- (2) 両耳の聴力レベルが永続的に100デシベル以上となったとき

3.腕(手関節以上をいいます。)または脚(足関節以上をいいます。)の障害

- (1) 両腕または両脚を失ったとき
- (2) 両腕または両脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき
- (3) 1腕を失い、かつ、1脚を失ったとき
- (4) 1腕を失ったかまたは1腕の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき
- (5) 1腕の3大関節中の1関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき

4.指の障害

- (1) 両手のすべての指を失ったとき
- (2) 両手のすべての指の機能を全く廃したとき

5.咀嚼または言語の機能を全く廃したとき

6.難病(厚生省特定疾患治療研究事業の対象となっている疾病をいいます。)となったとき

7.その他身体の著しい障害により、随時他人の介助を受けなければ自用を弁ずることができなくなったとき

(注1) すでに生じていた障害に新たな障害が加わったことにより上記の状態になった場合を含みます。

(注2) 「手関節以上」または「足関節以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

東邦Alwaysカード〈VISA〉保証委託約款

第1章 一般条項

第1条 (委託の範囲および契約の成立)

- 1.東邦Alwaysカード〈VISA〉(以下、「カード」と表記します。)の会員または入会申込者(以下総称して「会員等」といいます。)が、株式会社東邦クレジットサービス(以下「保証会社」といいます。)に委託する債務保証の範囲は、株式会社東邦銀行(以下「銀行」といいます。)の定める「東邦Alwaysカード〈VISA〉会員規約(以下、「会員規約」と表記します。)」に基づき、会員が銀行に対し負担するカード利用による一切の債務、損害金、その他一切の債務の全額とします。ただし、保証会社が実際に保証する範囲、条件および方法は保証会社と銀行との間に締結されている保証契約によるものとし、保証契約で保証の範囲が限定されても異議ないものとし、
- 2.前項の保証は保証会社が保証を適当と認めた後、会員等がカードの利用を開始した時点で成立するものとし、
- 3.会員等が保証会社の保証を得て、カードを利用するについては、本約款のほか会員規約の各条項を遵守し、期日には遅滞なく債務を弁済するものとし、

第2条 (調査及び報告)

会員等は、保証会社から会員等の資産、収入、信用状況等について調査、説明を求められたときは、直ちにこれに応じ書類作成、諸手続実行等協力するものとし、会員は、その資力、信用等に著しい変動が生じたとき、または生じるおそれがあるときは遅滞なく保証会社に通知しその指示に従うものとし、

第3条 (保証債務の履行)

会員は、会員が会員規約及びその特約事項等に従い支払いをしないとして、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、会員に対して事前の通知、催告なく、保証会社と銀行との保証契約に基づいて保証債務を履行されることに同意するものとし、

第4条 (求償権の範囲)

会員は、保証会社の会員に対する下記各号に定める求償権およびその関連費用について弁済の責任を負い、遅滞なく保証会社に支払うものとし、

- (1) 前条による保証会社の代位弁済額。
- (2) 保証会社が保証債務の履行のために要した費用の総額。
- (3) 保証会社が弁済した翌日から年14.6%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金。
- (4) 保証会社が前記各号の金額を請求するために要した費用の総額。

第5条（弁済の充当順序）

会員の弁済した金額が、保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。

第6条（求償権の事前行使）

1. 会員が次の各号の1つにでも該当し、求償権の保全に支障が生じたは生じるおそれがある時は、保証会社は第3条の保証債務履行前に求償権を行使されることに同意するものとします。

(1) 保証会社および銀行に対する債務の1つでも期限に弁済せずまたは取引規定の1つにでも違反したとき。

(2) 仮差押、仮処分もしくは差押の通知または破産、競売、民事再生手続開始の申立をしたときまたは受けたとき。

(3) 手形交換所から不渡処分を受けたとき。

(4) 租税、公課を滞納して督促を受けたときまたは保全差押を受けたとき。

(5) 支払いを停止したとき。

(6) 会員規約に基づき退会もしくは会員資格の取消を受けたとき。

(7) その他保証会社が債権保全のため必要と認めたとき。

2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、会員は原債務に担保があると否とを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や担保提供の請求並びに求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保の提供は執らないものとします。また保証会社が債権保全のため必要と認めた時は、直ちに保証会社の承認する担保を差入れるものとします。

第7条（公正証書の作成）

会員は、保証会社から請求があるときはこの契約による債務の履行につき直ちに強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続を執るものとします。

第8条（費用負担）

保証会社が第3条の保証債務の履行によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は会員が負担するものとします。

第9条（合意管轄）

会員は、この約款に関しての訴訟、調停および和解については保証会社の本社、支社、支店または営業所所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第10条（保証契約の改定）

保証会社と銀行との間の保証契約が改定されたときは、改定後の契約が適用されるものとします。

第11条（保証の打ち切り）

1. 会員は、保証会社が会員の信用状況が悪化したと判断した場

合、保証会社と銀行との保証契約が終了した場合、その他保証会社が適当と判断した場合、この約款にかかわらず保証会社が何ら通知なく新たな保証をしない場合があることに同意するものとします。会員は、保証会社が事後に保証の打ち切りを会員に通知をする場合であっても、打ち切りの理由を開示しないことに異議ないものとします。

2. 会員が、保証会社の保証の打ち切りにより、期限の利益の喪失や会員資格の喪失等の不利益を被ったとしても、保証会社は会員に対し一切責任を負わないことに同意するものとします。

第12条(届出事項)

1. 会員は、氏名、住所、電話番号、勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに銀行に書面によって届出をし、銀行は変更内容を保証会社に通知するものとします。
2. 前項で届出があった住所宛に保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとします。

第2章 個人情報の取扱い条項

第13条 (保証会社における個人情報の収集・保有・利用等)

1. 会員等は、保証会社が、保証約款に基づく、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、下記①と②の個人情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

- ① 入会申込時に会員等が東邦Alwaysカード〈VISA〉入会申込書(兼保証委託申込書)に記入し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の情報(以下総称して「氏名等」といいます。)、保証約款に基づき届出られた情報および電話等での問合せ等により保証会社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」と表記します。)

- ② 官報や電話帳等の公開情報

第14条 (個人信用情報機関への登録・利用)

1. カードの本会員および本会員の予定者(以下、総称して「本会員等」といいます。)は、保証会社が保証約款に係る取引上の

判断にあたり、保証会社が各々加盟する下記の個人情報情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟個人情報機関」といいます。)及び加盟個人情報機関と提携する下記の個人情報情報機関(以下「提携個人情報機関」といいます。)に照会し、本会員等の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む、下表の「登録情報」記載の情報で、その履歴を含みます。)が登録されている場合には、貸金業法第30条等により、本会員等の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意するものとします。

- 2.本会員等は、①加盟個人情報機関により定められた情報が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意するものとします。ただし、提携個人情報機関の加盟会員により利用される情報は下表の「債務の支払いを延滞した事実」に限られます。
- 3.本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟個人情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟個人情報機関および提携個人情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意するものとします。

<保証会社が加盟する個人情報機関の名称・所在地・電話番号>

名 称	所 在 地	電話番号	ホームページ アドレス
株式会社日本信用 情報機構	〒101-0042 東京都千代田区神田 東松下町41-1	0120- 441-481	http://www. jicc.co.jp
株式会社 シー・アイ・シー	〒160-8375 東京都新宿区 西新宿1-23-7 新宿ファーストウエ スト15階	0120- 810-414	http://www. cic.co.jp

※株式会社シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関です。

- 銀行もしくは保証会社が契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・電話番号>

名 称	所 在 地	電話番号	ホームページ アドレス
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区 丸の内1-3-1	03- 3214- 5020	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

※株式会社日本信用情報機構、株式会社シー・アイ・シー並びに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク(CRIN)を構築しています。

- 上記の信用情報機関および提携信用情報機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関にて行います(銀行および保証会社では行いません)。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	保証会社が利用した日より6カ月を超えない期間
③本規約に係る客観的な取引事実*	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
④債務の支払いを延滞した事実	株式会社シー・アイ・シーへの登録:契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間
	株式会社日本信用情報機構への登録:契約期間中及び契約終了後1年を超えない期間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録:譲渡から1年を超えない期間
⑥苦情調査中である旨	当該調査中の期間
⑦本人確認資料紛失・カード盗難、与信自粛申出等の本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間

※ 上記「本約款に関する客観的取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、極度額、支払回数、利用残高、完済予定年月、月々の支払い状況(解約、完済等の事実を含みます。)となります。

第15条（個人情報の第三者からの提供）

1.銀行から保証会社に提供される個人情報

(1) 会員等は、会員等に関する下記①から⑦の個人情報を、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、株式会社東邦銀行(以下「銀行」と表記します。)が保護措置を講じた上で保証会社に提供することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

- ① 会員等のカードの利用に関する申込日、契約日、利用店名、商品名、契約額、支払回数等の利用状況および契約内容に関する情報(以下、「契約情報」と表記します。)
- ② 会員のカード利用残高、支払い状況等、会員規約に基づき発生した客観的取引事実に基づく信用情報
- ③ 会員等からの電話等で問合せ等により銀行が知り得た情報
- ④ 会員等の銀行における預金・投資信託・ローン等の内訳およびその残高情報・返済状況等の取引情報
- ⑤ 会員等の銀行における本人確認情報および与信評価情報
- ⑥ 会員等の銀行における延滞情報を含む返済に関する情報、交渉経緯等の取引および交渉履歴情報
- ⑦ その他銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

(2) 会員等は、第16条第1項にある代位弁済前の個人情報を、代位弁済後においても同様、銀行が保証会社に提供することに同意するものとします。

第16条(個人情報の第三者への提供)

1.保証会社から銀行に提供される個人情報

会員等は、会員等に関する下記①から③の個人情報を、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、カード入会申込および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より銀行に提供されることに同意するものとします。

- ① 保証会社での保証審査の結果に関する情報
- ② 保証会社における保証債権の管理に関する与信評価情報
- ③ 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報
等、代位弁済手続きに必要な情報

2.保証会社から債権回収委託、譲渡、証券化等に伴い第三者に提供される個人情報

保証履行に伴う求償債権は、債権回収の委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等の形式で、他の事業者に内容の開示または移転がなされることがあります。会員等は、その際会員等の個人情報に当該債権の回収委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等のために必要な範囲で、金融機関、債権管理回収会社、その他金融業務・債権回収業務を営むもの、または特定目的会社等に提供され、債権管理や回収等の目的のために利用されることに同意するものとします。

第17条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 1.会員等は、保証会社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
 - (1) 保証会社に開示を求める場合には、第20条記載の窓口
に連絡するものとします。保証会社は開示請求手続(受付
窓口、受付方法、必要書類等)の詳細を回答するものと
します。
 - (2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第14条記
載の連絡先へ連絡するものとします。
- 2.開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りである
ことが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または
削除の請求ができます。

第18条 (会員契約が不成立の場合)

保証契約が不成立の場合であっても、会員等が保証を依頼
した事実は、第14条に基づき、当該契約の不成立の理由の
如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用さ
れることはないものとします。

第19条 (規約等に不同意の場合)

保証会社は、会員等が保証委託に必要な記載事項の記載を
希望しない場合および保証約款の内容の全部又は一部を承認
できない場合、保証をお断りする場合があります。

第20条 (個人情報に関する問合せ先)

第17条に定める個人情報の開示・訂正・削除等について
は、下記の窓口にて受付られます。

〈保証会社の問い合わせ窓口〉

株式会社東邦クレジットサービス

〒960-8041 福島県福島市大町4-4

電話番号 024-524-1700

東邦Alwaysカード〈VISA〉

キャッシュクレジット一体型特約

第1条（本特約の目的）

本特約は、株式会社東邦銀行(以下「銀行」といいます。)が発行する「東邦Alwaysカード〈VISA〉・キャッシュクレジット一体型」(以下「本カード」といいます。)の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

第2条（本カードの発行・貸与）

- 1.本カードのお申し込みは、銀行が別に定める「東邦Alwaysカード〈VISA〉会員規約」(以下「クレジットカード規約」といいます。)および東邦バンクカード規定(以下「キャッシュカード規定」といいます。)ならびに本特約をご承認いただいた、個人の方のみとします。また、お申し込みは、銀行からお届け住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。
- 2.発行される本カードの所有権は銀行に帰属するものとし、銀行の承認を受けた方に対し、本カードを貸与するものとします。(以下、本項に基づいて本カードの貸与を受けた方を「一体型会員」といいます。)なお、本カード上には、会員氏名・会員番号・カードの有効期限・銀行口座番号等が表示されています。
- 3.第1項の申し込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能(「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。)が対応する普通預金口座を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等のお支払い口座として届け出るものとします。
- 4.本カードが、万一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には銀行で所定の期間のみ保管します。この場合、銀行にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合は、あらためて本カードのお申し込みが必要となります。

第3条（本カード発行に伴う既存カードの取り扱い）

一体型会員が本カードの発行前に保有していたお支払い口座のキャッシュカード機能は、本カードのキャッシュカード機能を利用した時点で失効するものとします。

第4条（有効期限）

- 1.本カードの有効期限は銀行が指定するものとし、カード上に表示した月の末日までとします。
- 2.銀行は、カード有効期限までに、退会の申し出のない一体型会員で、かつ、銀行が引き続き一体型会員として認める場合、

有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」といいます。)を発行します。

- 3.前項に基づいて更新カードが発行された場合においても、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを利用した時点で失効するものとします。

第5条 (本カードの機能)

- 1.一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および銀行が発行するクレジットカードとしての機能(クレジットカード規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。)を、各々の規定・規約および本特約に従って利用することができます。
- 2.一体型会員は、現金自動支払機(以下「CD」といいます。)または現金自動預払機(以下「ATM」といいます。)において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されている本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。
- 3.前項の規定にかかわらず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
- 4.本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第6条 (本カードの使用不能)

- 1.万一本カードにカードの使用不能が生じた場合には、銀行にご照会ください。
- 2.本カードの使用不能に伴って本カードの再発行が必要な場合には、一体型会員は本カードのお支払い口座のあるお取引店で所定の手続きを行うものとします。

第7条 (本カードの機能停止等)

- 1.一体型会員は、銀行との間のクレジットカード契約および銀行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスが停止されることがあることを予め承認し、これに伴う不利益・損害等については、銀行はいつでも責任を負わないことを承認いたします。
 - (1) 本カードの再発行のため、一体型会員が、銀行に本カードを返還した場合。
 - (2) 本カードに関する諸変更手続のため、一体型会員が、銀

行に本カードを送付しまたは預けた場合。

(3) CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。

(4) 一体型会員から銀行に対して、その貸与された本カードを紛失又は盗難に遭った旨の届け出があった場合。

2.一体型会員が本特約またはクレジットカード規約に違反しまたは違反するおそれがある場合には、銀行はクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。この場合、銀行は本カードのキャッシュカード機能についても利用を停止することができるものとします。

第8条（本カードの解約・会員資格の取消について）

1.一体型会員は本カードの解約にあたっては、銀行所定の書面を銀行所定の窓口(原則としてお支払い口座のお取引店になります。)に提出してください。この場合、本カードは銀行に返却してください。

2.本カードのクレジットカード機能についてはクレジットカード規約に基づいて銀行が会員資格を取消することができます。この場合、銀行は本カードのキャッシュカード機能にかかる契約を特に一体型会員に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、万一損害などが発生したとしても、銀行は自らの責めに帰す事由による場合を除き、責任を負わないものとします。

3.前項の他に、銀行は一体型会員が本特約またはクレジットカード規約もしくはキャッシュカード規定に違反したと認めた場合には、本カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約できるものとします。

第9条（本カードの取り扱い）

1.一体型会員は、銀行より本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。

2.本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は銀行にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用したりして本カードの占有を第三者に移転することはできません。

第10条（お支払い口座の変更）

本カードの申込の際に届け出たお支払い口座は、原則として変更できないものとします。ただし、銀行が認めた場合にはこの限りでないものとします。

第11条（届出事項の変更）

1.一体型会員が銀行に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、銀行所定の方法により遅

滞なく銀行に届け出なければなりません。なお、キャッシュカード機能及びクレジットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、銀行所定の方法により遅滞なく銀行に届け出るものとします。

- 2.前項のうち氏名の変更およびクレジットカード機能に関する暗証番号の変更があった場合においては、一体型会員は本カードを銀行に返還するものとします。なお、この場合には、第14条所定の再発行手続きがとられるものとします。

第12条（紛失・盗難の届け出）

- 1.一体型会員は、本カードを盗難、紛失その他の事由により喪失した場合には、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定の定めるところにしたがって、銀行に速やかに連絡するものとします。
- 2.前項の連絡の後、一体型会員は遅滞なく所定の書面による届け出を行うものとします。この届け出は銀行所定の窓口（原則としてお支払預金口座のお取引店になります。）で受付けるものとします。本カードの喪失に伴うカード再発行のお申し込みについても同様とします。また、この届け出の前に生じた損害について銀行は責任を負いません。
- 3.第1項の連絡を受けた場合は、銀行はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、クレジットカード機能およびキャッシュカード機能の利用を一時停止します。銀行のシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万一カード喪失の連絡における一体型会員の誤りなどでカードが使用できないことが生じても、銀行は、自らの責めに帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。

第13条（本カードの紛失・盗難による責任の区分）

本カードの紛失・盗難等により、他人にカードを使用される等の被害にあった場合の責任の区分は、その被害がクレジットカード機能を使用されたことによるものはクレジットカード規約、キャッシュカード機能を使用されたことによるものはキャッシュカード規定によるものとします。

第14条（カードの再発行）

本カードの紛失・盗難・破損・汚損・氏名の変更を理由に、一体型会員が銀行に対し本カードの再発行を求め、これに対し銀行が審査のうえ認めた場合には、本カードを再発行するものとします。なお、再発行が認められた場合、当該一体型会員は、銀行所定の再発行手数料を支払うものとします。

第15条（カードの返還および単機能カードの発行）

- 1.一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、銀行の請求により本カードを返還するものとし、これに伴う不

利益・損害等については、銀行はいずれも責任を負わないことを承認いたします。

(1) クレジットカード規約所定の事由により会員たる資格を喪失した場合。(一体型会員が任意に退会した場合も含まれます。)

(2) 一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。

(3) 一体型会員が銀行に対し、本カードの利用を取り止める旨の申し出を行い、これを銀行が認めた場合。

2.前項の(1)(3)の場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード(以下「単機能キャッシュカード」といいます。)の発行を銀行が認めた場合には、銀行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。この場合、一体型会員は、銀行に対し銀行所定の発行手数料を支払うものとします。

第16条 (カードの回収)

前条1項(1)の場合において、銀行の判断で、利用者に事前の通知・催告等を行うことなく、CDまたはATMや加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、銀行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、銀行はいずれも責任を負わないものとします。

第17条 (特約の優先適用)

本特約とクレジットカード規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

第18条 (特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が一体型会員に通知された後に、当該一体型会員が本カードを利用したときは、当該一体型会員はその改定を承認したものとみなします。

以上

東邦バンクカード規定

第1条 (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行した東邦バンクカードおよび貯蓄預金について発行した東邦バンクカード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行または当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金、貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。
- (2) 当行または当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当行または当行が自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当行所定の取引をする場合。

第2条 (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行または預入提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第3条 (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、

1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。

- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条(1)に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

第4条（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第5条（自動機利用手数料等）

- (1) 預金機、支払機または振込機を使用して預金の預入れまたは払戻しをする場合には、当行、預入提携先、支払提携先または振込提携先所定の預金機、支払機または振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れまたは払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先、支払提携先または振込提携先の自動機利用手数料は、各提携先又は当行にお支払いいただきます。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

第6条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

- (1) 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。代理人については1名に限ります。なお、個人の場合は本人と生計をともにする親族に限ります。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

第7条（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓

口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。

- (3) 本条(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に住所、氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、本条(2)、(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第8条（カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の通帳記帳機能のある預金機・支払機・振込機もしくは通帳記帳機で使用された場合、または当行本支店の窓口に出された場合に行います。

また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

第9条（カード・暗証の管理等）

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、当行への届出事項の内容と払戻請求書に記載された内容の一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第10条（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カード(個人のバンクカードに限る)による払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について

当行の調査に協力するものとします。

第11条（盗難カードによる払戻し等）

(1) カードの盗難(個人のバンクカードに限る)により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第12条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

第13条（カードの再発行等）

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第14条（預金機・支払機・振込機への誤入力等）

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行、預入提携先、支払提携先および振込提携先は責任を負いません。

第15条（解約、カードの利用停止等）

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの使用を停止することがあります。この場合、当行所定の方法により、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第16条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

第16条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第17条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、定期預金規定書、自動おとりまとめ定期預金規定<アニバーサリー>および振込規定により取り扱います。

以上

東邦ICキャッシュカード特約

第1条（特約の適用範囲等）

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICキャッシュカード機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、東邦バンクカード規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関しては東邦バンクカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは東邦バンクカード規定の定義に従います。

第2条（ICキャッシュカード機能の利用範囲）

ICキャッシュカード機能は、この機能の利用が可能な預金機・支払機・振込機その他の端末（以下、「ICキャッシュカード対応機」といいます。）を利用する場合に提供されます。なお、東邦バンクカード規定第1条に定める支払提携先・振込提携先においても、ICキャッシュカード機能はICキャッシュカード対応機を利用する場合に同様に提供され、ICキャッシュカード対応機以外の支払機等では、東邦バンクカード規定第1条の定めに関わらず、ICキャッシュカード機能は利用できません。

第3条（1日あたりの利用限度額）

当行は、支払機等による1日あたりの利用限度額を定めるにあたって、ICキャッシュカード機能を利用した場合と、ICキャッシュカード機能を利用しない場合に分けて定めるものとします。

第4条（代理人カード）

ICキャッシュカードの代理人に対する発行については、東邦バンクカード規定第6条により取扱います。

第5条（デビットカード取引）

ICキャッシュカードによるデビットカード取引については、「デビットカード取引利用規定」により取扱います。

第6条（ICキャッシュカード対応機の故障時の取扱い）

ICキャッシュカード対応機の故障時には、ICキャッシュカード機能は利用できません。

第7条（ICチップ読取不能時の取扱い等）

- (1) ICキャッシュカードに搭載しているICチップの故障等

によって、ICキャッシュカード対応機においてICキャッシュカード機能が利用できない場合があります。この場合、当行所定の手続きに従って、すみやかに当行にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。

- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応機においてICチップを読み取ることができなくなったことによる損害が生じて、当行は責任を負いません。

【ICキャッシュカードの1日あたりのご利用限度額】

利用ATM	取引区分	利用可能取引			当初利用限度額	任意設定額 (利用限度額設定サービス)
		現金引出	振込	振替		
①当行IC対応	IC	○	○	○	①～④を合算して200万円	①～⑦を合算して個人カードは1～200万円
②他行IC対応 (※1)	IC	○	○	×		
③コンビニATM (※2)	IC	○	○	×	50万円	50万円
④ゆうちょIC対応 (個人)	IC	○	×	×	50万円	50万円
⑤当行IC非対応	磁気 ストライプ	○	○	○	0円(※3)	0～50万円
⑥ゆうちょ	磁気 ストライプ	○	×	×		
⑦他行IC非対応 (含デビットカード)	磁気 ストライプ	○	○	×		

※1：一部他行において、IC対応表示のあるATMであっても磁気ストライプ取引となる場合があります。

※2：法人カードは、コンビニATMではご利用できません。

コンビニATM：セブン銀行、イーネットATM、ローソンATM

※3：磁気ストライプ取引(利用ATM⑤～⑦)のご利用限度額は、当初0円になっております。「利用限度額任意設定サービス」のお申込みにより、磁気ストライプ取引のご利用が可能になります。

以上

デビットカード取引利用規定

第1条（適用範囲）

次の各号のうちいずれかの者(以下「加盟店」といいます。)に対して、普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)について発行した東邦バンクカード(代理人カードを含みます。)または東邦ニューバンクカード(家族会員カードを含みます。)その他当行所定のカード(以下「カード」といいます。)を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供(以下「売買取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます。)から預金の引落とし(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。)によって支払う取引(以下「デビットカード取引」といいます。)については、この規定により取扱います。

- (1) 日本デビットカード推進協議会(以下「協議会」といいます。)所定の加盟店規約(以下「規約」といいます。)を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。)
- (2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人
- (3) 規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人

第2条（利用方法等）

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、みずからカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、みずから端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を入力してください。
- (2) 端末機を使用して、現金の取得を目的にカードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超える場合、または最低限度額に満たない場合
 - ③ 購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店がデ

ビットカード取引を行うことができないものと定めた商品
または役務に該当する場合

- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
- ① 1日あたりのカードの利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ③ カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- (5) デビットカード取引を行うことができる日または時間帯は当行所定のものとします。
- (6) カードによるデビットカード取引をご希望されない場合には、当行所定の方法によりデビットカード取引停止の手続を行ってください。この手続を行ったときは、当行は当該口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第3条 (デビットカード取引契約等)

前条(1)により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第4条 (預金の復元等)

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当行を含みます。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消しの電文を送

信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、みずからカードを端末機に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。

- (3) 本条(1)、(2)において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

第5条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については東邦バンクカード規定および東邦ニューバンクカード会員規定により取扱います。なお、東邦バンクカード規定の適用については同規定第6条(1)中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは、「デビットカード取引をする場合」とし、第10条(2)中「支払機または振込機」とあるのは、「端末機」とし、第11条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」とします。

以 上

キャッシュカード機能ご利用のご案内

ご利用にあたってのご注意

- ◎カード・通帳・印鑑等の盗難による事故が全国的に発生しております。保管には十分ご注意ください。
- ◎万が一、盗難または紛失された場合は、ただちに最寄りの支店または「ATMセンター」にご連絡ください。
※C D(現金自動支払機)・A T M(現金自動預金支払機)には土曜・日曜・祝日を含め24時間稼働しているものがございますので、盗難または紛失された場合は、ただちにご連絡ください。

ATMセンター
24時間365日受付

☎ 0120-104310

- ◎暗証番号をメモしたり、他人に教えたり、知られたりしないようお気をつけください。
- ◎当行の行員がお客さまに暗証番号を照会することは一切ございません。
- ◎生年月日や電話番号、住所の一部、車のナンバーなど、他人に推測されやすい暗証番号をご利用されている場合は、変更されることをおすすめいたします(当行のATMで簡単に変更できます)。
- ◎定期預金やカードローンがセットされた口座は、普通預金の残高がなくても自動ご融資機能により所定の金額までお引出しできますので、残高を確認のうえ、ご利用ください。
- ◎口座番号が様々な犯罪に悪用される事例がございますので、「ご利用明細」は他人の目に触れないよう処分してください。

ご利用ATMのご案内

- ◎東邦のバンクカードは、下記のATMでご利用いただけます。

ご利用コーナー	当行・他行ATM	セブン銀行 イーネット ^(注3) ローン ATM	ゆうちょATM
個人向カード	○(注1)	○	○

(注1)MICS(全国キャッシュサービス)加盟行でご利用いただけます。

(注2)イーネット提携コンビニエンスストア

ファミリーマート等設置のATMでご利用いただけます。

手数料のご案内

◎東邦銀行のCD・ATMでお振込をされる場合、および提携金融機関のCD・ATMをご利用になる場合は所定の手数料がかかります。なお、振込手数料や他行利用手数料は、ご利用口座から自動的に引落させていただきます。詳しくは店頭等でご確認ください。

当行ATMご利用にあたってのご留意点

- ◎現金によるお振込、一部入金は、銀行営業日(平日午前8時45分から午後3時まで)の取扱となります。また、店舗外自動サービスコーナーではご利用いただけません。
- ◎硬貨によるお預入・お引出はできません。
- ◎銀行営業日(平日午前8時45分から午後3時まで)以外のキャッシュカードによる振込につきましては、振込予約となります。
※振込予約の取消はできません。

便利なサービス

- ◎東邦のバンクカードをお持ちの個人のお客さまは、電話による残高照会など、下記のサービスをご利用いただけます。
- サービス内容

残高照会
入出金明細照会 **☎ 024-541-3639** (有料)

住所変更受付^(注1)
ローン仮審査申込受付^(注2) **☎ 0120-14-8656** (無料)

(注1)当座預金、融資、ローン(カードローンを含む)、マル優・マル特、財形預金、投資信託等をご利用いただいているお客さまは、ご利用できません。窓口での手続きをお願いします。

(注2)バンクカードをお持ちでないお客さまもご利用いただけます。

●ご利用時間

サービス内容	受付時間	受付方法
残高照会	平日 9:00~21:00	コンピュータ音声 自動受付
入出金明細照会	土・日・祝日 9:00~17:00	※1月1日~3日はサー ビス休止

住所変更受付	平日 9:00~17:00	オペレーター受付 ※土・日・祝日、12月31日 ~1月3日、5月3日 ~5日はサービス休止
ローン仮審査 申込受付	平日 9:00~17:00	

●ご利用方法

項目	テレフォン バンキングセンター (自動音声)	お客様の プッシュボタン操作
① テレフォ ンバンキ ングセン ターを呼 び出す		〈残高照会、入出金明細照会〉 024-541-3639(有料) 〈ローン仮審査申込受付〉 〈住所変更受付〉 0120-14-8656(無料)
② サービス コードの 入力	こちらは、東邦テレフ ォンバンキングサー ビスです。 「残高照会」をご希望の 方は①と#を、「入出金 明細照会」をご希望の方 は③と#を入力してく ださい。	→ 〈残高照会〉 ①# 〈入出金明細照会〉 ③#
③ 店番号の 入力	ご照会口座の3桁の店 番号と#を入力してく ださい。	→ 〈本店営業部の場合〉 ①①①#
④ 口座番号 の入力	ご照会口座の口座番号 と#を入力してくださ い。	→ お手持ちの口座番号を 入力します。 □□□□□□□# ※対象:普通預金 貯蓄預金
⑤ 暗証番号 の入力	ご照会口座の4桁の暗 証番号と#を入力して ください。	→ お手持ちのカードの 暗証番号を入力しま す。 □□□□#

⑥ ご照会への回答	<p>〈残高照会の例〉 お待たせいたしました。 ご照会口座は、店名〇〇、 〇〇預金、口座番号□□ □□□□□、残高△△△ △△△円です。 続けて照会をされるには①と#を、もう一度お聞きになるには③と#を、サービスメニューに戻るには⑦と#を、 テレフォンバンキングサービスを終了されるには⑨と#を入力してください。</p>	→	<p>〈終了する場合〉 ⑨ #</p>
終了	お電話ありがとうございました。		

※「ローン仮審査申込」の場合は、オペレータの受付となります。
※「住所変更」の場合は、オペレーター受付時に、暗証番号を確認いたします。

